

信用保証制度のご案内

令和7年度版

主な改正点

協会制度

●協調支援型特別保証制度【新設】

プロパー融資との協調支援を通して、資金調達だけでなく、中小企業者の方が抱える経営課題の解決に向けた支援体制の構築につなげることを目的とした保証制度です。

利用要件は次の①または②のいずれかを満たす必要があります。

《要件①》本制度と同時に本制度融資額の1割以上・融資期間12か月以上のプロパー融資を実行すること。

《要件②》「経営行動計画書」を策定し、四半期ごとに金融機関のフォローアップを受けること。

【保証限度額】2億8,000万円（組合4億8,000万円）

【融資利率】金融機関所定利率

【保証料率】0.45～1.90%

但し、要件①の場合は1/2相当、要件②の場合は1/4相当が国から補助されます。

大分県制度

●大分県経営安心借換資金【新設】

金利上昇や人件費高騰などの影響により、増加した負債の返済に悩む中小企業者の方が借換を行い、資金繰りの安定を図れるよう支援することを目的とした保証制度です。ご利用にあたっては既存借入金の借換えを行う方で、以下①～④のいずれかの認定を受ける必要があります。

①セーフティネット保証5号

②最近1か月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月比で5%以上減少

③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算の同指標と比較して5%以上減少

④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期の同指標と比較して5%以上減少

【保証限度額】2億8,000万円

【融資利率】7年以内1.6%、10年以内1.8%、15年以内2.2%

【保証料率】0.15%～0.65% ※SNの場合、0.45%



大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号

www.oita-cgc.or.jp



経営者保証を不要とする取り扱いについて

以下の場合については経営者保証を行わずに保証をご利用できます。詳細は協会担当者までお問合せ下さい。

1. 経営者保証ガイドライン 3 類型による取り扱い

次のいずれかの類型に該当する法人または組合の場合、保証時において信用保証料率の上乗せを条件とせず経営者保証を不要とする取り扱いをすることができます。

通 称	要 件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ・ 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近 2 期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 ・ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。 など
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近決算において一定の財務要件を満たしている。 （「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

2. 事業者選択型経営者保証非提供制度による取り扱い

次の（ア）～（オ）のいずれにも該当する方は信用保証料を上乗せすることで経営者保証を提供しないことが選択できます。

利用要件	<ul style="list-style-type: none"> （ア） 過去 2 年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 （イ） 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 （ウ） 次の両方又はいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> （i） 直近の決算において債務超過でない。 （ii） 直近 2 期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。 （エ） 次の（i）及び（ii）について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 <ul style="list-style-type: none"> （i） 保証申込後も、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 （ii） 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 （オ） 信用保証料率の上乗せを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。
信用保証料	利用要件のうち（ウ）（i）及び（ii）の要件の いずれにも該当する場合 各制度所定の保証料率+0. 25% いずれか一方に該当する場合 各制度所定の保証料率+0. 45%

大分県信用保証協会の制度資金

(令和7年4月現在)

保証の種類	概要	保証限度額()は組合	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率	保証料率(年)%	担保割引	
普通保証	一般的または大口の事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	20年	金融機関 所定利率	0.45~1.90(表1)	○	
無担保無保証人保証 (NPO法人 責任共有対象:80%保証 その他 責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (他保証との重複利用はできません)	2,000万円	運転設備	7年		責任共有対象0.73 責任共有対象外0.86		
小口零細企業保証 (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	2,000万円	運転設備	10年 (1年)		0.50~2.20(表2)	○	
当座貸越	経営に必要な資金を反復継続して安定的に 必要とされる方	100万円~ 2億8,000万円	運転設備	1年又は2年		0.39~1.62(表3)	○	
新事業応援当座貸越	新事業に取り組んでおり、経営に必要な資金 を反復継続して安定的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転設備	1年		0.29~1.52(表12)		
事業者カードローン	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方	100万円~ 2,000万円	運転設備	1年又は2年		0.39~1.62(表3)	○	
小口先カードローン (スモール300)	小口の事業資金を反復継続的に必要とされる方 (保証協会の保証付き融資残高との合計が 2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)	100万円~ 300万円	運転設備	1年又は2年		0.39~1.62(表3)		
根保証	手形割引	手形や電子記録債権の割引取引が多い方	運転	1年		0.39~1.62(表3)	○	
	手形貸付							
益・年末特別保証	益・年末など金融繁忙期に	500万円	運転	6か月		0.41~1.86(表4)	○	
経営安定関連保証 (1~4号、6号 責任共有対象外:100%保証) (5号、7号、8号 責任共有対象:80%保証)	取引先等の再生手続き等の申請や災害、取引 金融機関の破綻等により経営の安定に支障を きたしている方(市町村長の認定が必要)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)		1号~4号、6号0.80 5号、7号、8号0.75		
危機関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	大規模な経済危機、災害等の事象による著しい信用 収縮が生じ、事業所の所在地を管轄する市町村長 又は特別区長の認定を受けた方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	10年 (2年)		0.80		
伴走支援型特別保証	経営行動に係る計画を策定し金融機関の伴走支 援を受けて経営の改善に取り組む方	1億円	運転設備	10年 (5年)		0.45~1.90 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 (条件変更に伴い生じるものを除く)		
創業関連保証 (責任共有 対象外: 100%保証)	再挑戦支援保証	過去に廃業等の経験を有する方が、 再び創業される方又は創業された方 事業を営んでいない個人が事業開始するとき及び 中小企業者が新たに会社を設立し事業開始する とき、並びに事業開始後5年を経過していない方	運転設備	10年 (1年)		1.00		
	創業関連保証							
スタートアップ 創出促進保証制度 (責任共有対象外:100%保証)	会社を設立して事業を開始する方、または創業 後5年以内の会社(事業を営んでいない個人が 事業を開始した日以後5年を経過していないも のであって新たに会社を設立したものを含む)	3,500万円	運転設備	10年(1年*) *申込金融機関の プロパー融資がある または協調融資の 場合は3年		1.20		
経営革新関連保証	中小企業等経営強化法に規定する承認経営革新計 画に従い経営革新のための事業を行うとする方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	5年(1年) 7年(1年)		0.85		
中小企業特定社債保証 (部分保証:80%保証)	中小企業者が自社の発行する社債(私募債)で 資金調達を行いたい方	4億5,000万円 ※発行価額は5億6,000万円	運転設備	7年		支払金利 発行体 所定利率	発行価額に対し 0.45~1.90(表1)	○
流動資産担保融資保証 (部分保証:80%保証)	自ら保有する売掛債権、棚卸資産を担保として 資金調達を行いたい方	2億円 ※貸付限度額は2億5,000万円	運転設備	1年		借入金額・極度額に対し 0.68		
事業再生保証 (責任共有対象外:100%保証)	法的な再生手続き申立て、再建に取り組んでいる 中小企業者が資金調達を行いたいときに	2億円	運転設備	10年	2.20			
事業再生円滑化関連保証 (部分保証:80%保証)	法的整理手続きによらず、事業再生を図ろうと する中小企業が資金調達を行いたいときに	2億8,000万円 (4億8,000万円) ※貸付限度額は 3億5,000万円(6億円)	運転設備	3年	借入金額に対し1.76 (特別小口 0.86)			
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指 導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等 に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	15年(1年)	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 特別小口 0.80			
NEW 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証: 経営改善・再生支援強化型)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指 導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等 に従って事業再生を行う方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	15年(3年)	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 *経営者保証を免除する 場合は0.2%上乗せ 国が一部補助 実質0.3 (条件変更に伴い生じるものを除く)			
条件変更改善型借換保証	条件変更による返済条件の緩和を行ったこと により前向きな金融支援を受けることに支障を きたしている方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転設備	15年(1年)	0.45~1.90(表1)	○		
経営承継準備関連保証	経営を継承しようとする者を確保することが困難である こと等で事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者 の経営を承継しようとし、経済産業大臣の認定を受けた方	2億8,000万円	運転設備	10年(1年) 15年(1年)	0.35~1.75(表1)			
特定経営承継準備関連保証	経営を継承しようとする者を確保することが困難 であること等で事業活動の継続に支障が生じて いる他の中小企業者の経営を承継しようとし、経済産 業大臣の認定を受け事業を営んでいない個人の方	2億8,000万円	運転設備	10年(1年) 15年(1年)	1.00			
経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた方で、経営者の退 任・死亡等に起因する事業承継を行うための資 金を必要とされる方	2億8,000万円	運転設備	10年 15年	0.35~1.75(表1)			
特定経営承継関連保証	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表 者個人が、経営の承継に伴い当該中小企業者以 外の方から株式を取得する等事業活動継続のた めの資金が必要なとき	2億8,000万円 (申込人である代表者が 事業を行っており保証 付き融資の利用がある 場合は、それと合算)	運転設備	10年 15年	0.35~1.75(表1) (特別小口 0.71) *申込人である代表者が 事業を行っていない 場合等は1.00			
事業承継サポート保証	一定の要件を満たす持株会社が、事業承継計画に 基づき、事業会社の株式を集約化するための資金 が必要なとき	2億8,000万円	運転設備	15年 (2年)	1.00			
事業承継特別保証	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る 経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす 法人	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転	10年 (1年)	0.35~1.75(表1)	○		
	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る 経営者保証を解除するため、一定の要件を満たし ていることについて中小企業活性化協議会及び事業 承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた法人							

[大分県信用保証協会の制度資金]

保証の種類	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率	保証料率 (年)%	担保 割引
経営承継借換関連保証	経営承継を予定しており、経営承継に係る計画を策定し経済産業大臣の認定を受けた会社であって、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たす会社	2億8,000万円	運転 設備	10年 (1年)	金融機関 所定利率	0.35~1.75(表1)	
	上記に加えて、事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの認定を受けた会社					0.20~1.15(表13)	
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず自ら廃業を選択し、廃業計画実施のための事業資金が必要な方	3,000万円	運転 設備	1年 *かつ終期は解散 予定日より前		0.45~1.90(表1)	○
東日本大震災復興緊急保証 (責任共有対象外:100%保証)	東日本大震災の影響により経営の安定に支障が生じている方(令和8年3月31日貸付実行分までが対象)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (2年)		0.80	
中小企業承継事業再生関連保証	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って、それを実施するための資金を必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年		0.45~1.90(表1) (特別小口 0.86)	○
Q1250保証 (責任共有対象外:100%保証)	一定基準以上の要件を具備する小規模企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	1,250万円 (特認500万円)	運転 設備	10年		0.50~2.20(表2)	
QW保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	8,000万円	運転 設備	10年		0.45~1.90(表1)	
SS保証	一定基準以上の要件を具備する中小企業者が迅速に資金調達を行いたいときに	3,000万円 (特認500万円)	運転 設備	10年(6か月) 10年(1年)		0.45~1.90(表1)	○
税理士・金融機関・信用保証協会 による連携保証制度 (通称 スクラム(税理士連携))	小規模企業者の方(保証協会の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証に限る)で顧問税理士からの推薦が得られる方	1,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.35~2.05(表14)	
経営力向上関連保証	経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた方であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)		0.85	
財務要件型無保証人保証	特定社債保証制度と同様の財務要件を満たし、経営者保証に拠らない資金調達を行いたいとき	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	7年(1年) 10年(1年) *運転・設備含む		0.45~1.90(表1)	○
事業者選択型経営者保証非提供 促進特別保証	「事業者選択型経営者保証非提供制度」の保証料率負担を軽減したい方	8,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.45~1.90(表1) (上記の保証料率に 0.25~0.45上乘せ) 国が一部補助0.15% (条件変更に伴い生じるものを除く)	
プロパー融資借換特別保証	保証協会の保証を付さない借入(プロパー融資)の経営者保証を解除したい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年(1年)	0.45~1.90(表1)	○	
NEW 経営力強化保証	経営力の強化のため、資金調達と合わせて事業行動計画書を策定し、金融機関の併走支援を受けたい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	5年(1年) 7年(1年)	0.45~1.75(表15)		
			借換	10年(1年)			
NEW 協調支援型特別保証制度	プロパー融資と保証協会保証付融資による協調支援にて資金調達を行いたい方、又は資金調達と合わせて経営行動計画書を策定し、金融機関の併走支援を受けたい方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	運転 設備	10年 (運転1年、 設備・連設3年)	0.45~1.90(表11) *国が一部補助 (1/2相当又は1/4相当)		
商工貯蓄共済融資保証	商工貯蓄共済の加入者で、事業資金が必要な方(積立金を担保とします。)	貯蓄積立額の3倍以内、 3倍以上4倍未満の方は 1,000万円以内	運転 設備	7年 10年(6か月)	商工貯蓄共済 融資約款規程 による	0.45~1.90(表1) *制度要件上、必ず担保割引を適用	○

※Q1250保証・QW保証・SS保証は、金融機関と提携した保証制度で、「貸書」を取り交わした金融機関でお取扱いしています。
 ※セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.8%となる制度資金もあります。
 ※セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。
 ※特別小口保険を適用した場合は、責任共有制度対象外となります(NPO法人を除く)。

大分県の制度資金

(令和7年4月現在)

大分県の制度資金	概要	保証限度額 ()は組合	資金使途	保証期間 (うち据置)	融資利率 (年)%	保証料率 (年)%	担保 割引	
中小企業振興資金	経営の合理化・体質強化のために運転資金や設備資金が必要なときに	8,000万円 (1億円)	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.9 5年以内2.2 7年以内2.4 10年以内2.6	0.45~1.15 (表5)	○	
小口零細企業資金 (責任共有対象外 :100%保証)	普通貸付	2,000万円	運転 設備	10年(1年)	1年以内1.5 5年以内1.8 7年以内2.3 10年以内2.5	0.50~0.85(表8)	○	
	個人向け無担保 無保証人貸付					0.70		
中小企業 活性化資金	危機関連融資	2億8,000万円	運転 設備	10年(2年)		別に定める		
	一般融資	8,000万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内 1.8 10年以内 2.0	0.45~0.75 (表7)	○	
						経営環境変動 対応融資	運転	5年以内1.5 7年以内1.8 10年以内2.0
おんせん県魅力アップ サポート資金	交流人口の増加への対応や観光振興を図るため、施設整備等の顧客満足度を高める取組を行う旅館・ホテル、飲食業、小売業等観光関連の中小企業者の方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(2年)	7年以内1.8 10年以内2.0 15年以内2.4	0.15	○	
創業支援資金 (責任共有対象外 :100%保証)	創業等 支援融資	3,500万円	運転 設備	10年(1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.35		
	再挑戦 支援融資					過去に廃業等の経験を有する方が、再び創業される方又は創業後5年未満の方	0.55	
	経営者保証 不要融資					開業予定、または開業後5年未満の会社であって、経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方		

[大分県の制度資金]

大分県の制度資金		概要	保証限度額()は組合	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年)%	保証料率(年)%	担保割引			
事業承継資金	一般融資	経済産業大臣の認定や県の確認を受け事業承継に取り組む方、又は事業引継ぎ支援センター等の支援を受け策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う方、又はM&Aにより事業承継を行う方	2億8,000万円	運転	10年(1年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8 15年以内 2.2	0.15				
	特定経営承継関連融資	経済産業大臣の認定を受けた事業承継に取り組む中小企業の代表者		設備	15年(1年)						
	経営者保証解除特別融資(一般枠)	事業承継時、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年)	0.05					
	経営者保証解除特別融資(特別枠)	事業承継時に係る計画について経済産業大臣の認定を受けた方、既往借入金返済等の事業資金に係る経営者保証を解除するため、一定の要件を満たしていることについて中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた方									
中小企業経営改善資金		特定中小企業者(国、県指定の再生手続開始申立等企業に対し売掛金等を有する中小企業者)、破綻金融機関関連中小企業者、再建中小企業者、再生支援中小企業者	2,500万円 再建・再生 5,000万円	運転	10年(1年) 再生・再建 10年(2年)	7年以内 1.6 10年以内 1.8	0.45~0.75 (表7) 〔特定中小企業者 0.25〕	○			
災害復旧資金	一般融資	火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方	8,000万円	運転 設備	10年(2年)	7年以内1.6 10年以内1.8	0.25	○			
	知事指定災害融資	知事が特に認める火災、風水害その他災害により被災し復旧を図ろうとする方		別に定める							
事業継続力強化資金		経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に基づき事業継続力強化に取り組む方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)	7年以内1.6 10年以内1.8 15年以内2.2	0.25	○			
チャレンジ 中小企業応援資金	経営革新特別融資	中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画(中小企業者が新たな取組を行うことにより、付加価値が相当程度向上するよう計画)について県知事が承認した方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年) 15年(1年)	7年以内 1.8	0.20	○			
	おおいた 未来創造融資	下記制度の審査通過や認定、採択を受け、研究開発や事業化を行う方(対象期間は認定等の日から2年以内) ・OITAセロイチ(一次審査通過) ・大分地域牽引企業創出事業 ・アクトレーションプログラム ・アトツギベンチャー創出支援事業 他	2億8,000万円	運転	10年(1年)	10年以内 2.0	0.35				
				設備	15年(2年)	15年以内 2.4					
地域産業振興資金	新エネルギー施設等導入融資	新エネルギー施設や省エネルギー設備、自家発電設備、生産性の向上に資する設備を導入する方	2億8,000万円	運転 設備	10年(1年)	5年以内1.5 7年以内1.8 10年以内2.0	0.15	○			
	健康経営事業者融資	知事から健康経営事業所認定を受けた方または経済産業大臣から健康経営優良法人認定を受けた方で初回認定から5年以内の方	8,000万円 (1億円)			2.1			0.45~0.85 (表6)	○	
	優良産業廃棄物処理業者融資	知事等から優良産業廃棄物処理業者またはおおいた優良産業廃棄物処理業者評価制度の認定を受けた方									
	耐震化促進融資	改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務付けられた方	2億8,000万円			20年(2年)			5年以内1.0 10年以内1.2 15年以内1.6 20年以内2.2	0.25	○
	低燃費車両等導入融資	道路貨物運送業を営む方で低燃費車両を導入する方	8,000万円			10年(1年)			7年以内1.8 10年以内2.0	0.15	○
金融機関提案型資金		金融機関が提案する融資の要件に合致する方	指定金融機関所定 (詳細は金融機関へお問い合わせください)				協会所定料率	○			
定時返済不要短期資金		毎月の資金繰り負担の軽減のために、短期資金(一括払い)を必要とする方 *1年更新(最長5年間)の継続利用が可能です	5,000万円	運転	1年以内 (最長5年の継続利用可)	1.8	0.15	○			
NEW	経営力強化資金	経営力の強化のため、資金調達と合わせて事業行動計画書を策定し、金融機関の併走支援を受けたい方	2億8,000万円	運転 設備 借換	5年(1年) 7年(1年) 10年(1年)	7年以内1.8 10年以内2.0	0.00%				
NEW	経営安心借換資金	資金繰りの安定のための資金調達と合わせて、既往借入金の一括化を図りたい方	2億8,000万円	運転 設備	15年以内 (5年)	7年以内1.6 10年以内1.8 15年以内2.2	0.15~0.65 (表9) ※SNの場合は、0.45				
NEW	事業再生支援資金	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方	2億8,000万円	運転 設備	15年以内 (3年)	7年以内1.6 10年以内1.8 15年以内2.2	責任共有対象0.80 責任共有対象外1.00 *経営者保証を免除する場合は0.2%上乗せ 国、県が一部補助 実質0.15% (条件変更に伴い生じるものを除く)				
県制度のうちセーフティネットが適用された場合(金融機関提案型を除く)(1号~4号、6号は責任共有対象外:100%保証)							0.70 (0.25)				

市町村の制度資金

(令和7年4月現在)

市町村の制度資金		概要	保証限度額	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年)%	保証料率(年)%	担保割引	
大分市	開業資金	創業関連保証 (責任共有対象外:100%保証)	3,000万円	運転 設備	1年超7年(1年) *特定創業支援等事業を受けている場合の融資期間は1年超10年以内 *スタートアップ創出促進保証で申込金融機関のプロパー融資があるまたは協賛融資の場合は3年	1.3	1.00 (市が全額補助)	○	
		スタートアップ創出促進保証 (責任共有対象外:100%保証)	*特定創業支援等事業を受けている場合は3,500万円				1.20 (市が全額補助)		
	小規模企業者事業資金(小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	2,000万円			1年超 10年(1年)	2.0		0.50~2.20 (市が全額補助)
	災害対応資金(小口零細企業保証) (責任共有対象外:100%保証)	災害により影響を受け、復旧資金を必要とする小規模企業者の方				1年超 10年(2年)	0.9		
	中小企業者事業資金	中小企業者が経営の合理化及び体質強化を図るために	3,000万円			1年超 10年(1年)	2.2		0.45~1.90(表1) (上記の内、市が75%~85%補助)
	環境保全資金	環境保全施設の設置・改善、公害防止施設の設置・改善及び工場等の移転資金を必要とするときに	1,000万円			10年(1年)	1.9		0.45~1.90(表1)
新分野チャレンジ資金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会・経済の変化に対応するために、新規事業に取り組む方	3,000万円	10年(2年)	1.3					

[市町村の制度資金]

市町村の制度資金		概要	保証限度額()は組合	資金使途	保証期間(うち据置)	融資利率(年)%	保証料率(年)%	担割引	
大分市	経営安定化資金 セーフティネット保証枠 緊急融資枠	災害や経済危機時によって影響を受けた方	4,000万円	運転	7年(1年)	5年以内 責任共有対象1.7 責任共有対象外1.5 7年以内 責任共有対象1.8 責任共有対象外1.6	責任共有対象0.75 (市が80%補助) 責任共有対象外0.80 (市が全額補助)		
			3,000万円		10年(1年)	市長が別に定める	0.80 (市が全額補助)		
大分市	季節資金	夏期特別資金(6月3日~8月20日) 年末特別資金(11月1日~12月20日)	600万円	運転	6か月	1.8 (変動あり)	0.45~1.90(表1) (協会季節資金利用の場合は 0.41~1.86(表4))	○	
		中小企業合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,500万円	運転 設備	10年(1年)	1.8	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○
別府市	中小企業経営安定化資金 (1号~4号、6号は 責任共有対象外:100%保証)	経営の維持発展のための運転資金、経営の合理化のための設備資金を必要とするセーフティネット適用の方に	1,000万円	運転	10年(1年)	*特定創業支援 等事業を受けて いる場合は 1.25		1号~4号、6号 0.80 5号、7号、8号 0.75 (市が全額補助)	
		中小企業開業資金 一般資金 (責任共有対象外: 100%保証) 経営者保証不要資金 (責任共有対象外: 100%保証)	市内に居住しており市内に開業予定、または開業5年未満の方 市内に居住しており市内に開業予定、または開業5年未満の方であって経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方	3,500万円	運転 設備		10年(1年)	1.00 (市が全額補助) 1.20 (市が全額補助)	
	公害防止設備改善資金	公害防止のための施設の設置、移転のための資金が必要となるときに	1,000万円	設備	10年(1年)		0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
	小規模企業者振興資金 (小口零細企業保証)	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	600万円	運転 設備	7年(6か月)		1.8	0.50~2.20(表2) (市が全額補助)	○
	年末年始特別資金	年末の金融繁忙期のために	500万円	運転	6か月			0.41~1.86(表4)	○
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年(1年)		2.0	1.00 (市が全額補助)	
中津市	振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年) 10年(1年)	1.8	0.40~1.70(表9) (設備資金のみ市が全額補助)	○	
		NEW ビジネススタート アップ支援資金 一般資金 (責任共有対象外: 100%保証) 経営者保証不要資金 (責任共有対象外: 100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業1年未満の方 市内に居住しており市内に開業予定又は、開業1年未満の方であって経営者保証を提供せずに資金調達を行いたい方	500万円	運転 設備		7年(1年)	1.8 (市が全額補助)	0.86 (市が全額補助) 1.06 (市が全額補助)
	公害防止資金	公害防止のための施設の設置・移転のための資金が必要となるときに	準工業地域 2,000万円 その他地域 1,000万円	設備	8年(1年) 6年(1年)	1.8 (市が3割以内 補助)	0.40~1.70(表9) (市が3割以内補助)	○	
	季節資金	盆・年末など金融繁忙期のために	400万円	運転	夏5か月 冬6か月	1.7 (変動あり)	0.41~1.86(表4) (市が全額補助)	○	
	新事業展開支援資金	新たな事業展開や新分野への進出又は業態の転換を行うときに	2,000万円	運転 設備	10年(1年)	5年 2.20 10年 2.45	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年) 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70(表9) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助) 0.45~1.97(表10) (セーフティネット保証適用分は市が全額補助)	○ ○	
佐伯市	小規模企業者振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	小規模企業者が事業資金を必要とするときに	1,000万円 (中小企業振興資金 と併用の場合は合算)	運転 設備	10年(1年)	2.0 (市補助有り) 1.8 (市補助有り)	0.86 (市が全額補助)		
	創業支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う方または創業後5年未満の方(市の証明が必要)	1,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.86 (市が全額補助)		
	女性創業者支援振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	市が実施する認定特定創業支援事業の支援を受け、創業を行う女性の方または創業後5年未満の女性の方(市の証明が必要)	500万円	運転 設備	10年(1年)		0.86 (市が全額補助)		
臼杵市	中小企業振興資金融資	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,000万円	運転 設備	10年 10年(6か月)	2.0	0.40~1.70(表9) (申請により市が3/4補助)	○	
	創業支援振興資金融資 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が事業を行うために必要な資金	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	1.8	0.86 (申請により市が全額補助)		
津久見市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,000万円	運転 設備	5年 7年(6か月)	2.0	0.45~1.90(表1) (申請により市が1/2補助)	○	
豊後高田市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が開業のために直接必要となる設備資金又は運転資金	1,000万円	運転 設備	7年(1年)	1.8	1.00 (市が全額補助)		
	経営合理化資金	中小企業者が行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金 (新事業展開計画に基づき事業を行う場合)	1,000万円 (1,500万円)	運転 設備	7年 7年 (1,000万円超の 場合は10年)		0.45~1.90(表1) (市が1/2補助)	○	
	季節資金	中小企業者が越盆又は越年のために必要とする運転資金	300万円	運転	6か月		0.41~1.86(表4) (市が1/2補助)	○	
杵築市	開業資金 (責任共有対象外:100%保証)	市内に居住し市内に開業予定又は、開業5年未満の方	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	大分県 中小企業 振興資金に 準ずる	1.00 (市が全額補助)		
	経営合理化資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年)		0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
宇佐市	中小企業振興資金	経営の維持発展のための運転資金、設備近代化のための資金が必要となるときに	500万円 1,000万円	運転 設備	5年(6か月) 7年(6か月)	大分県 中小企業 振興資金に 準ずる	0.45~1.90(表1) (申請により市が1/2補助)	○	
	創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	創業者が必要とする運転又は設備資金	500万円	運転 設備	10年(1年)		1.00 (市が全額補助)		
豊後大野市	経営合理化資金	中小企業者が必要とする設備資金		設備		大分県 中小企業 振興資金に 準ずる	0.45~1.90(表1) (市が全額補助)	○	
	中小企業者振興資金	経営の維持発展のために必要となるときに	1,000万円	運転 設備	10年(1年)	1.8	0.45~1.90(表1) (町が1/2補助)	○	
	小規模事業者振興資金 (責任共有対象外:100%保証)	小規模事業者が実施する経営の維持発展のために必要となるときに	500万円	運転 設備	7年(1年)		0.50~2.20(表2) (町が全額補助)	○	
	季節資金	資金需要期に短期運転資金が必要となるときに	300万円	運転	6か月		0.45~1.90(表1) (町が1/2補助)	○	
創業資金 (責任共有対象外:100%保証)	町内に居住しており町内に開業予定又は、開業後1年未満の方に	500万円	運転 設備	7年(1年)	1.00 (町が全額補助)				

※ セーフティネット1号~4号、6号の認定を受けた場合、責任共有制度対象外となり、保証料率が0.80%となる制度資金もあります。

※ セーフティネット5号、7号、8号の認定を受けた場合、責任共有制度対象となり、保証料率が0.75%となる制度資金もあります。

※ 大分市、中津市、臼田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市の制度資金については、東日本大震災復興緊急保証が適用された場合、責任共有対象外となり保証料率が0.80%となるものもあります。

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合の割増された保証料については、大分市、別府市、中津市、宇佐市、豊後大野市、杵築市を除き補助対象外となります。

保証料率の決定方法について

- (1) 各保証制度で保証料率の定めがあれば、その料率となりますが、リスク考慮型保証料率が適用となる保証制度については、下記表をご参考ください。
- (2) 申込中小企業者がどの区分に該当するかについては、中小企業者の財務諸表等を用いて一般社団法人CRD協会が提供する中小企業信用リスク情報データベース(CRD)により、該当区分を決定します。
- (3) 下記に該当する方は第5区分を適用します。
- ① 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない方であって貸借対照表及び損益計算書がない方。
 - ② 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方。
 - ③ 同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方。
- (4) 各制度の信用保証料率より、さらに下記のような割引又は割増があります。

No	割引・割増要件	具体的基準	割引・割増幅
①	会計参与設置会社の割引	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類(登記事項証明書等)の提出を受けた場合	▲ 0.1%
②	有担保保証の割引	有担保(物的担保)扱いにて保証した場合(セーフティネット認定時及び一部制度を除く)	▲ 0.1%
③	事業者選択型経営者保証非提供制度要綱による割増	事業者選択型経営者保証非提供制度を利用して経営者保証を提供しない場合	+0.25% 又は +0.45%

- (5) 大分県信用保証協会が保証料の引下げを行っている制度

No	制度名	引下幅
①	経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継サポート保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証、大分県事業承継資金	0.10~0.15%
②	大分県創業支援資金	0.05%

表 (リスク考慮型保証料率体系)

(単位:%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	該当する主な制度	
表1	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	普通保証、SS保証、財務要件型無保証人保証	
表2	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	小口零細企業保証 Q1250保証	
表3	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	当座貸越、事業者カードローン 小口先カードローン、割引根保証	
表4	1.86	1.71	1.51	1.31	1.11	0.96	0.76	0.56	0.41	益・年末特別保証	
表5	1.15					1.00	0.80	0.60	0.45	大分県中小企業振興資金	
表6	0.85						0.80	0.60	0.45	大分県災害復旧資金(一般融資)、 大分県地域産業振興資金(耐震化促進融資等を除く)	
表7	0.75							0.60	0.45	大分県中小企業活性化資金(危機関連融資を除く) 大分県中小企業経営改善資金(特定中小企業者を除く)	
表8	0.85								0.70	0.50	大分県小口零細企業資金(普通貸付)
表9	0.65		0.60		0.50	0.45	0.35	0.25	0.15	大分県経営安心借換資金	
表9	1.70	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	日田市振興資金、佐伯市中小企業振興資金、 臼杵市中小企業振興資金	
表10	1.97	1.79	1.61	1.43	1.21	0.99	0.81	0.63	0.45	佐伯市小規模企業者振興資金	
表11	1.90 (0.95) (1.43)	1.75 (0.88) (1.32)	1.55 (0.78) (1.17)	1.35 (0.68) (1.02)	1.15 (0.58) (0.87)	1.00 (0.50) (0.75)	0.80 (0.40) (0.60)	0.60 (0.30) (0.45)	0.45 (0.23) (0.34)	協調支援型特別保証制度 (国による補助後の料率:要件①) (国による補助後の料率:要件②)	
表12	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	新事業応援当座貸越	
表13	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	事業承継特別保証、経営承継借換関連保証(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合)	
表14	2.05	1.85	1.65	1.45	1.20	0.95	0.75	0.55	0.35	税理士・金融機関・信用保証協会による連携保証	
表15	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		経営力強化保証	

ご利用いただける方

■企業規模要件

業種	製造業・建設業 運送業・その他	卸売業	小売業 (飲食業を含む)	サービス業	医療を主たる事業とする法人(個人)
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	—
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下(100人以下)

◇個人、医療を主たる事業とする法人、NPO法人—従業員数が該当すれば対象になります。

◇法人—資本金または従業員数のいずれかが該当すれば対象になります。

◇組合—構成員の3分の2以上が該当すれば対象になります。

◇特例—ゴム製品製造業は資本金3億円以下・従業員数900人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は同3億円以下・同300人以下、旅館業は同5,000万円以下・同200人以下が対象になります。(NPO法人は除く)

■小規模企業の要件

業種	製造業・建設業 運送業・その他	商 業 サービス業	組 合	医療を主たる事業とする法人
従業員	20人以下	5人以下	20人以下	

◇特例—サービス業のうち宿泊業及び娯楽業は20人以下が対象になります。

■業歴要件

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば対象になります。
ただし、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

■区域要件

【個人の場合】… 住居または事業所のいずれかが大分県内にある方

【法人の場合】… 大分県内に本店または事業所を有する法人

ただし、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

■業種要件

◇ほとんどの業種が対象になりますが、許認可等を要する業種の方は、その許認可等を受けていることが必要です。

◇ご利用になれない主な業種は次のとおりです。

* 農業、林業、漁業、金融・保険業(クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(補助的金融商品取引業を除く))、性風俗関連特殊営業

■その他

反社会的勢力は信用保証協会の保証の対象となりません。

《お問い合わせ先》

部 署 名		TEL & FAX 番号		業 務 内 容	
保 証 部 (大分県信用保証協会 別館3階)	保証一課	TEL	097-532-8246	保証審査、金融相談、 創業支援、専門家派遣、 条件変更	大分市
		FAX	097-538-0871		上記以外の地区
	保証二課	TEL	097-532-8247		
		FAX	097-538-0865		
	創業・連携推進課	TEL	097-532-8295	創業支援、外部機関連携	
		FAX	097-538-0871		
事務管理課 DX推進室	TEL	097-532-8265	保証事務、書類の電子化		
	FAX	097-538-0871			
経営支援部 (大分県中小企業会館 2階)	経営支援一課	TEL	097-532-8296	経営支援、再生支援、 事業承継支援、 条件変更、専門家派遣、 期中管理	豊和銀行、大分信用金庫、 大分みらい信用金庫、 日田信用金庫
		FAX	097-538-0896		大分銀行、 大分県信用組合、 商工中金、県外金融機関
	経営支援二課	TEL	097-532-8297		
		FAX	097-538-0896		
	管理課	TEL	097-532-8245	回収、代位弁済、管理事務、保険金請求、訴訟	
		FAX	097-538-0896		